

# 福井医療大学図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井医療大学図書館（以下「図書館」という。）の組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、教育、研究及び学習に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集・管理し、福井医療大学の職員及び学生の利用に供するとともに、他の大学図書館等との相互協力に努めるものとする。

(会議)

第3条 図書館の運営は、福井医療大学図書館運営会議において協議を行う。

(館長)

第4条 図書館長は、学長が任命する。任期は2年とし再任は妨げない。欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(副館長)

第5条 副図書館長は、学長が任命する。任期は2年とし再任は妨げない。欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(図書等の管理)

第6条 図書館の管理する図書資料は、次の号に掲げるものとする。

- (1) 図書資料
- (2) 逐次刊行物
- (3) 電子情報資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他資料

(図書館の利用)

第7条 図書館の利用は、別に定める図書館利用規程によるものとする。

(除籍)

第8条 蔵書として登録した図書資料のうち、次に掲げる各号に該当するもの

を資産の放棄の手順に従って、図書原簿より除籍する。

- (1) 不用図書資料  
利用価値が失われ、保管の意味がないと認められるもの
- (2) 段損図書資料  
はなはだしい破損、若しくは致損のため修理製本が出来ないもの、又は製本価値がないと認められるもの
- (3) 紛失図書資料
  - ①蔵書点検で2回以上にわたって紛失しているもの
  - ②利用者の天災等やむを得ない理由によって失ったもの
  - ③未返納図書資料で、催促不能のもの

(蔵書点検)

第9条 図書館においては、1年に1回蔵書点検を行わねばならない。

(報告)

第6条 委員会の活動については、教授会に議事録を添えて報告する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。